

再意見書

平成21年3月9日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号：

住 所：

氏 名：匿名

電話番号：

電子メールアドレス：

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、下記のとおり再意見を提出します。

記

接続料の変更案につきまして4グループ7社から提出されております内容を拝見させていただきました。

NTTが民営化され相当の期間が経過し、既に意見提出された各社は相当の恩恵を受け、体力的にも十分に対抗するだけのものを持ちうる存在になっていると見受けられます。

当初は、これらの企業によりエンドユーザーはより低価格なコスト負担での通信の利用を実現でき、その意義は十分にあったものと理解しております。

しかしながら、現在の各社の動向を見ますところ、その意義や社会的責任を忘却し、ただただNTTのインフラに甘えるばかりの存在になり果てているように見受けられます。

この事は、NTTブランドを直接利用するエンドユーザから見ると、本来私達が享受できるはずの利益をこれら事業者に不当に吸い上げられており、公平かつ公正な状態にあるとは言い難いものと言わざるを得ません。

また、その結果、一定の品質を維持しながら低価格を実現してきた通信業界で品質劣化を起こしており、エンドユーザが期待する品質を常に裏切られ続けている現状を回復するにほど遠いものとなっております。

国際競争に優位性を維持できる環境を継続し保持できる日本であり続けるために、これら接続事業者へさらなる自立を求める政策であるべきと考えます。

以上の理由から、原案を強く支持致します。